

第5回 砂川市立小中学校統合準備委員会 次第

日 時 令和3年10月7日(木) 18:00～

場 所 砂川市役所 2階大会議室

1. 開 会

2. 挨拶 統合準備委員会会長

3. 確認事項

「中学校統合に向けた協議に関する提言書」について

4. 協議事項

①スクールバスの運行について

【参考資料】義務教育学校について

5. その他

6. 閉 会

3. 確認事項

中学校統合に向けた協議 に関する提言書

令和3年10月〇〇日

砂川市立小中学校統合準備委員会

1 はじめに

砂川市立小中学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、令和3年6月1日の設立以降、砂川市立小中学校適正配置基本計画に基づき、同計画を推進するため学校統合の準備に関し協議を進めています。

具体的な協議につきましては、6月開催の第6回砂川市教育委員会会議定例会にて、令和5年度に中学校の統合、令和8年度に小学校5校と中学校1校を統合し、義務教育学校にすると決定されたことから、準備委員会としては、とりわけ中学校の統合議論が急務であるとし、優先的に行ってきており、現時点での中学校統合における不安等を把握し、課題を洗い出すため、子どもや保護者を対象としたアンケート調査も実施してきたところであります。

準備委員会では、今後においても引き続き必要な協議を行ってまいります。が、これまでの経過において、中学校統合における次の事項について一定の考え方を整理し、決定としたことから提言することといたします。

【提言事項】

（1）学校生活に関する事項

- ①校 名
- ②校 歌
- ③校 章
- ④校 旗
- ⑤教育目標、目指す生徒像
- ⑥校則等
- ⑦制服、ジャージ、その他学用品

（2）中学校統合時のスクールバスの運行

- ①対象者
- ②運行経路及び停留所
- ③一般利用の有無
- ④利用料金

※上記のほか、必要に応じて別途協議する場合があります

2 提言の内容

(1) 「学校生活に関する事項」

生徒及び保護者の中学校統合における不安等の払拭を図りつつ、統合に向けた事務を円滑に進めるため次のとおり提言する。

① 校名

現在の「砂川市立砂川中学校」とする

統合して市内1つの中学校となり、地域を代表する学校としてまちの名前を用いた校名が望ましいことから、現在の砂川中学校のものを使用すべきと考える。

また、石山中学校のシンボルである校旗など、統合後も歴史として残るよう展示するなどの対応を要望する。

② 校歌

現在の「砂川中学校」のものを使用

校名が、現在の「砂川市立砂川中学校」とすることから、それと関連した校歌についても現在の「砂川中学校」のものを使用すべきとする。

③ 校章

現在の「砂川中学校」のものを使用

校名が、現在の「砂川市立砂川中学校」とすることから、それと関連した校章についても現在の「砂川中学校」のものを使用すべきとする。

④ 校旗

現在の「砂川中学校」のものを使用

校名が、現在の「砂川市立砂川中学校」とすることから、それと関連した校旗についても現在の「砂川中学校」のものを使用すべきとする。

⑤ 教育目標、目指す生徒像

両中学校で検討する

教育目標等については、本来、学校運営協議会等が出される要望や意見等を確認しながら、両校で検討・決定すべき事項と考える。

⑥ 校則等

両中学校の学校間で協議して決定する

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められていることから、生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、生徒や保護者が何らかの形で参加する例も考慮しながら、学校で整備すべき事項である。

⑦ 制服・ジャージ

砂川中学校のものをベースとする

- (1) 中学校統合時の制服・ジャージは、砂川中学校のものを基本とすべきである。
- (2) 石山中学校の生徒が砂川中学校の制服等へ振替える場合は、その費用の金額を市が負担（補助）すべきと考える。
- (3) 制服の振替え等の取扱い及び時期については、学校運営や生徒・保護者等の意向も踏まえながら適切に対応すべきと考える。

※登下校や校内での制服等の着用については、学校の指導上の中で決定する内容を尊重すべきである

※義務教育学校開設に向けての制服の検討は、本提言にとらわれず別途協議をすべきと考える

⑧ 指定学用品

指定学用品については、統合時に学習指導上、支障等があり統一性を図る必要がある場合は、買い替え等に要する費用は市が全額補助することを要望する。

(2) 「中学校統合時のスクールバスの運行」

中学校の統合に伴い、遠距離通学など影響を受ける生徒を対象としたスクールバスの運行について、適正配置基本計画に基づき協議し次のとおり決定する。

① 対象者

中学校統合時は、石山中学校区に居住する生徒を対象とする

※義務教育学校開設時は、通学距離等により対象者を精査する。

② 運行経路及び停留所

運行経路は、3経路としスクールバスによる運行とする

停留所は、乗車時間に考慮しながら状況に応じ2～3箇所とする

※別紙図面参照

③ 一般利用の有無

車両は、児童生徒の専用車両として運行し、一般の混乗はしない

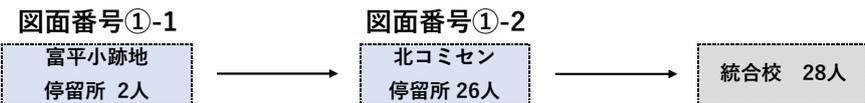
④ 利用料金

無料とする

【別紙図面】

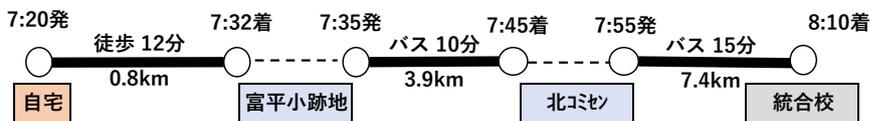
運行経路及び停留所について

経路① 富平小跡地 → 北地区コミュニティセンター → 統合校 中型バス 37席（補助9席）



■ 図面番号②⑨(①-1)

総距離(自宅⇒停留所⇒統合校)	12.1 km
自宅から統合校までの距離	11.4 km
バス停まで徒歩距離	0.8 km
バス停まで徒歩時間	12分
バス乗車時間	38分



■ 図面番号①⑨(①-2)

総距離(自宅⇒停留所⇒統合校)	8.3 km
自宅から統合校までの距離	7.7 km
バス停まで徒歩距離	0.9 km
バス停まで徒歩時間	13分
バス乗車時間	22分

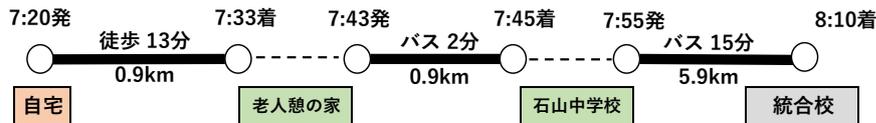


経路② 空知太老人憩の家 → 石山中学校 → 統合校 中型バス 37席（補助9席）



■ 図面番号⑤⑨(②-1)

総距離(自宅⇒停留所⇒統合校)	7.7 km
自宅から統合校までの距離	7.3 km
バス停まで徒歩距離	0.9 km
バス停まで徒歩時間	13分
バス乗車時間	37分



経路③ 一の沢 → 北光小学校 → すずらん団地 → 統合校 中型バス 37席（補助9席）



■ 図面番号⑥⑨(③-1)

総延長距離(自宅⇒停留所⇒統合校)	9.2 km
自宅から統合校までの距離	6.6 km
バス停まで徒歩距離	0.1 km
バス停まで徒歩時間	1分
バス乗車時間	39分



■ 図面番号②⑤(③-3)

総延長距離(自宅⇒停留所⇒統合校)	4.6 km
自宅から統合校までの距離	4.2 km
バス停まで徒歩距離	0.9 km
バス停まで徒歩時間	13分
バス乗車時間	22分



スクールバスの運行について

1 前回からの確認事項

項目	内容	確認
① 対象者	中学校統合時は、石山中学校の全生徒のみを対象とする。ただし、小・中学校統合時までに通学距離による対象者を精査する	確認
② 停留所	閉校や廃校の校舎を活用。ただし、利用が困難な場合は近接地	確認
③ 運行回数	登校時は1便。下校時は2～3便 (1ルートごと)	継続協議
④ 休日運行	学校の全体行事等に限定し運行(学校休業日の運行はなし)	継続協議
⑤ 一般利用	児童生徒の専用車両として運行 一般の同乗(混乗型)はしない	確認
⑥ 利用料金	無料とする	確認
⑦ 他の支援策	通学に関わる支援策は、基本的にはスクールバスの運行とする	継続協議

2 検討スケジュール

継続協議事項	協議時期	
①運行回数の整理	10月～11月	第5～6回委員会
②休日運行の整理		
③登下校時以外のバスの活用について		
④他の支援策の整理		
その他	12月～	第7回委員会～

3 継続協議事項-③ 運行回数について

◆ 登校時は、各経路毎1便とする。

◆ 下校時は原則、各経路毎に通常下校時間帯及び部活動終了時間帯の2便とする。

令和3年度 中学校登下校時間・部活動下校時間

学校名	登校時間	下校時間		部活動下校時間	
		5時間時	6時間時	4～9月	10～3月
砂川中学校	8:20	14:35	15:35	18:30	17:30
石山中学校				18:00 ※6～7月は18:30	

経路①

砂中発

→

北コミセン

→

富平小跡地

→

砂中着

	砂中発	→	北コミ発着	→	富平発着	→	砂中着
1便目 ・5時間授業時 ・6時間授業時	14:50	15分	15:05 15:15	10分	15:25 15:26	25分	15:51
	16:00	7.4km	16:15 16:25	3.9km	16:35 16:36	11.3km	17:01
2便目 ・夏：部活動時 ・冬：部活動時	18:45	15分	19:00 19:10	10分	19:20		
	17:45	7.4km	18:00 18:10	3.9km	18:20		

経路②

砂中発

→

石山中

→

老人憩の家

→

砂中着

	砂中発	→	石中発着	→	老人憩の家発着	→	砂中着
1便目 ・5時間授業時 ・6時間授業時	14:50	15分	15:05 15:15	2分	15:17 15:27	17分	15:44
	16:00	7.4km	16:15 16:25	0.9km	16:27 16:37	6.8km	16:54
2便目 ・夏：部活動時 ・冬：部活動時	18:45	15分	19:00 19:10	2分	19:12		
	17:45	7.4km	18:00 18:10	0.9km	18:12		

経路③

砂中発

→

すずらん団地

→

北光小

→

一の沢

→

砂中着

	砂中発	→	すずらん団地発着	→	北光小発着	→	一の沢発着	→	砂中着
1便目 ・5時間授業時 ・6時間授業時	14:50	12分	15:02 15:12	5分	15:17 15:22	7分	15:29 15:30	16分	15:46
	16:00	3.7km	16:12 16:22	1.6km	16:27 16:32	3.8km	16:39 16:40	6.6km	16:56
2便目 ・夏：部活動時 ・冬：部活動時	18:45	12分	18:57 19:07	5分	19:12 19:17	7分	19:24		
	17:45	3.7km	17:57 18:07	1.6km	18:12 18:17	3.8km	18:24		

4 継続協議事項-④ 休日運行等について

**休日運行：学校の全体行事等に限定し運行
(学校休業日の運行はなし)**

学校休業日とは、児童及び生徒に対して授業を行わない日であり、運行は原則、行わない。

- ・ 土曜日及び日曜日
- ・ 祝日
- ・ 開校記念日
- ・ 夏季、秋季、冬季休業日
- ・ 学年末休業日

ただし、学校の全体行事等については、学校・市教委・運行事業者で協議の上、運行の可否を決定する。

※学校休業日における部活動の運行については、継続協議とする。

平日運行：登下校時以外のバスの活用

◆ 学校休業日以外の運行

旅行的行事(修学旅行)は運行しないこととし、通学に支障がない範囲で運用時に学校・市教委・運行事業者で協議の上、運行の可否を決定する。

(具体例)

- ・ 中体連
- ・ 部活動終了時は、各経路2便(夏・冬時間)を運行
- ・ 各行事(合同音楽会等)
- ・ 小中、中中、中高交流
- ・ 教科等の学習(社会科見学、職場体験等) など

5 継続協議事項-⑦ 他の支援策について

通学に関わる支援策は、基本的にはスクールバスの運行とする

◆ 通学支援策

通学環境の変化で遠距離通学となる石山地区の全生徒に対し、通学に関わる支援策として、スクールバスを運行することから、他の支援策は行わない。

管内のスクールバス部活動・長期休業対応状況

調査基準日：R3.5.1

市町	運営形態 (年数)	小 運行	中 運行	往路 回数	復路 回数	部活動 土日対応	長期休業 期間対応
砂川市	委託	○	○	1	2~3	継続協議	継続協議
A	委託 (1年)	○	○	1	1~3	土・日 往復8便(予約制)※学校閉庁日除く	全日 対応 往復8便(予約制)※学校閉庁日除く
B	委託 (5年)	○	○	1	1	×	×
C	委託 (1年)	○	○	1	2	×	×
D	委託 (5年)	○	○	1	2	土・日 2路線は学校が指定した日に運行 最大3往復 2路線は便なし、バス代補助対応	一部 対応 学校が登校日と指定した日のみ運行
E	直営	○	×	1	2	×	一部 対応 各学校で行う学習会の開催日に対応
F	委託 (1年)	○	×	2	2	×	×
G	委託 (3年)	○	○	1	2~3	×	×
H	委託 (3年)	○	○	1	3	土 往復1便	全日 対応 往復1便 冬季のみ2便
I	委託 (1年)	○	○	1	2~3	土・日 登下校便1~2便	一部 対応 部活動等の対応 登下校便1~2便
J	直+委 (1年)	○	○	1	3~4	×	×
K	委託 (3年)	○	○	1	1~2	土・日	一部 対応 利用申請を受け付けた場合のみ運行
L	-	×	×	-	-	-	-
M	直+委 (3年)	○	○	1	1	土 往復1便	一部 対応 往復1便
N	委託 (1年)	○	○	1	2~3	その他 町営バス代助成	その他 町営バス代助成
O	委託 (1年)	○	○	1~2	3~6	土・日	全日 対応
P	委託 (1年)	○	○	4	11	土 1日2便の運行	全日 対応 平日も土曜日便(2便)で運行 ※日曜・祝日は運休
Q	委託 (3年)	○	○	3	4~6	土・日 往復1便のみ	一部 対応 部活や学習会など小中学校の予定に対応
R	委託 (1年)	○	○	1	4	×	×
S	委託 (1年)	○	○	2	2~3	×	×
T	委託 (1年)	○	○	1	3	一部 対応 部活動大会等の運行のみ	×
U	委託 (1年)	○	○	1	2~3	一部 対応 部活動大会等の運行のみ	その他 部活動大会等の運行のみ
V	委託 (1年)	○	○	1	2	×	一部 対応 路線により、全便運休、往復2便運行
W	直+委 (1年)	○	○	1	2	一部 対応 部活動大会等の運行のみ	×

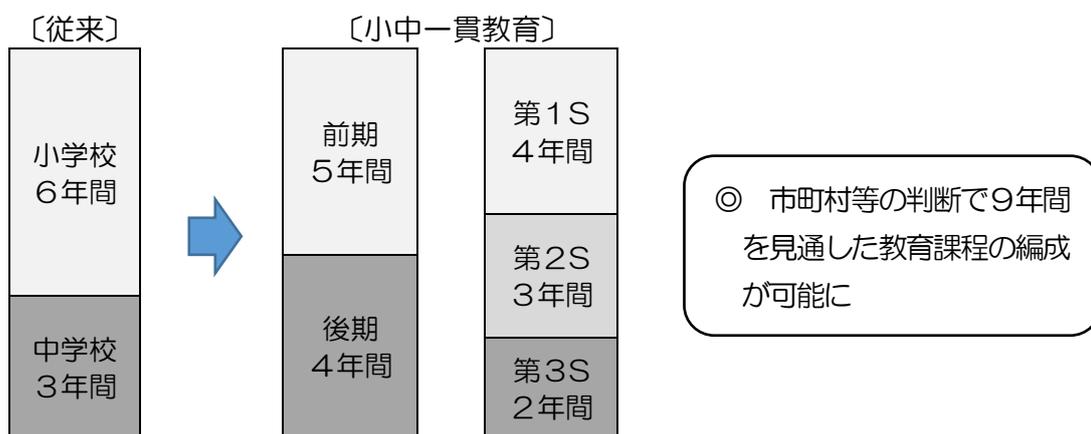
義務教育学校について

1 小中一貫教育

(1) 小中一貫教育とは

小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行い系統的な教育を目指すものです。学年の区切り（教育課程）を、現行学制の6・3制から4・3・2制や5・4制などに市町村や学校法人の判断で変更が可能とする制度です。

【教育課程（学年の区切り）のイメージ】



(2) 小中一貫教育におけるカリキュラム（教育課程）とは

小中一貫教育の教育課程の基本は、修了時点での生徒像を具体的に描いて、義務教育9年間でどのように児童生徒を育成するのか編成するものです。

この目標をもって、9年間のカリキュラムを作成し、実施、検証、改善を加えながら、教育・指導をするものとされています。

(3) 学習の系統性とは

単純に言えば、小学1年生から中学3年生までの、全ての単元や題材を洗い出し、中学3年までに学ぶ単元・題材が、それぞれ各学年のどこに関連しているか確認をした上で、9年間を通じて基礎的・基本的な知識や技能が確実に習得されるよう有用的な構成を図ることです。

(4) 小中一貫教育の類型

小中一貫教育の類型（形態）については、大きく「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」に区分され、校舎も一体型や併設型等に分類されます。

類 型	義務教育学校 (新たな学校種)		小中一貫型小学校・中学校	
			併設型	連携型
設置者	—		同一の設置者	異なる設置者
形態	■施設一体型		■施設隣接型	■施設分離型
学校単位	1つ		複数	
組織・運営	1人の学校長 1つの教職員組織		それぞれの学校長 それぞれの教職員組織	
教員免許	原則小・中学校の 両免許状を併有		所属する学校の免許状を保有	
修業年限	9年間 (前期・後期課程)		小学6年+中学3年(9年間)	
教育課程	6年-3年 / 5年-4年 / 4年-3年-2年など			6年-3年
教育課程 の特例	独自教科の 設定	○	○	○
	指導内容の 入替・移行	○	○	×
設置基準	前期課程＝小学校設置基準 後期課程＝中学校設置基準		小学校＝小学校設置基準 中学校＝中学校設置基準	
学級数 標準規模	18学級以上27学級以下		小中学校それぞれ 12学級以上18学級以下	
通学距離	概ね6km以内		小学校＝概ね4km以内 中学校＝概ね6km以内	
設置手続	市町村条例		市町村教育委員会の規則等	
許可	都道府県知事		(都道府県教育委員会への届け出)	

(5) 小中一貫教育に期待するもの

文部科学省では、これまでの全国の小中一貫教育の実施結果から次の成果が見受けられるとして、少子化に向けた学校のあり方として、小中一貫教育を推奨しています。

《一般的な特徴》

- ◇中学生の不登校の減少
- ◇学力調査などの平均正答率の上昇
- ◇児童生徒の規範意識の向上
- ◇異年齢集団での活動による自尊感情の高まり
- ◇教職員の児童生徒の理解や指導方法の改善意欲の高まり

その他、小中一貫教育で期待されるとしている事項（他自治体の例）

[児童・生徒にとって]

- ① 中学校の教職員が小学校の児童に対して専門を活かした指導を行うことで、学力の向上や学習意欲の向上を図ることができる。
- ② 学習の仕方などの学び方の系統性が確保されることで、進級・進学したときでもとまどうことがなくなる。
- ③ 小・中学校の教職員が児童・生徒と共通の指導方針のもとで普段から関わることで、児童・生徒は安心して学校生活を送ることができる。
- ④ 下級生は、上級生の児童・生徒と普段から関わることで、自分の成長についての見通しを持つことができる。
- ⑤ 上級生は、下級生の児童・生徒と普段から関わることで、上級生としての自覚や下級生への思いやりを持つことができ、自己有用感を育むことができる。

[教職員にとって]

- ⑥ 小学校教員の指導の良さ、中学校教員の指導の良さ等をお互いに理解し合うことで指導の幅が広がり、指導力を向上させることができる。
- ⑦ 児童・生徒指導上の課題が生じたとき、長いスパンでの情報をもとに対応を検討することができる。

[学校の組織・運営等]

- ⑧ 既設の小中学校の再編を伴う場合には、管理職等の削減や教育施設・設備の再整理などを通じて、教育資源のより効果的な配分ができる。

[地域コミュニティとの関係]

- ⑨ 年間通う学校ということで、よりいっそうの愛校心や「私の地域の学校」という愛着心が育まれる。
- ⑩ 運動会や文化的行事などが小・中学校で同時に開催され、9年間を通した学びや子どもの成長を目にすることで、学校への信頼感が増す。

2 義務教育学校

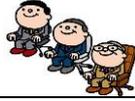
(1) 義務教育学校とは

義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校です。学校教育法の改正により平成28年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種です。

【義務教育の学校種】



【義務教育学校と小中一貫校の主な違い (小中一貫教育の類型の内容の再掲)】

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
学校単位	一つ 	複数 
校舎の数	基本 一つ	基本 複数
校長	1人 	小中学校 それぞれ 
教員組織	一つ	複数
教員免許	原則、小中学校両方の免許状	所属する学校の免許状

(2) 義務教育学校の特徴

義務教育学校の主な特徴については、次の通りです。

義務教育学校の主な特徴

- ◇早期カリキュラムの導入
- ◇小学校段階からの教科担任制
- ◇小学校段階からの定期考査（中学校でいう中間試験、期末試験）
- ◇授業時間の小中統一（20分休みや業間休みなし）
- ◇児童会と生徒会の一体化
- ◇学校行事の小中一体化（小学生と中学生と一緒に運動会を行うなど）
- ◇小学生と中学生の校則の統一化
- ◇小中一貫の部活動